

ふげん及びもんじゅ発災時の緊急時体制の見直しについて

1. はじめに

現在、トラブル発生時には、機構対策本部(原子力施設事態即応センター(以下「即応センター」という。))を東海本部に置き、機構の対応全般を総括することとしている。平成30年に敦賀廃止措置実証本部(以下「実証本部」という。)が設置された時は、機構対策本部と現地対策本部との間に敦賀対策本部が入る体制を変更することなく原子力事業者防災業務計画(以下「防災業務計画」という。)を定めた。

一方で、即応センターには、「重要な事項に係る意思決定を確実に行う」ことが求められており、現状の指揮命令系統が二重化した体制を解消し、プラントの特徴に応じた必要な情報を集約したうえで適切な指示を即時に行うため、ふげん及びもんじゅに関する知識を有した要員が多い実証本部に一本化する。また、緊急時対応センター(以下「ERC」という。)へ発災状況に関する情報共有がより迅速かつ確実に行えるだけでなく、即応センター対応を実証本部に一本化することで現地の活動を阻害しにくくなる。さらに、従前から福井県より即応センターを敦賀に設置するように要請されており、それに応えられる。

これらの状況を踏まえて、実証本部に機構対策本部(即応センター)を設置し、図1に示す緊急時体制とし、来年度の防災業務計画の改正に反映したい。

2. 体制・設備の整備

実証本部に機構対策本部(即応センター)を設置するためには、要求事項として以下の対応が必要となる。

(1) 重要な事項に係る意思決定者である理事長不在時の体制の構築

- ①理事長が実証本部に不在で、副理事長又は担当理事が在席する場合は、副理事長又は担当理事が代理者として機構対策本部長の職務を行う。
- ②理事長、副理事長及び担当理事が実証本部に不在の場合は、理事長に状況を伝え、理事長の意思を伝える代行者が理事長と連絡を取りつつ、本部長の職務を代行する。代行者は、実証本部長、副本部長等があたり、当番制として、夜間・休日も対応できるようにする。

(2) 理事長の移動

理事長が実証本部に不在時にふげん又はもんじゅで原子力災害が発生又はそのおそれがある場合は、理事長は直ちに実証本部に移動することと

し、そのことを防災業務計画に記載する。

なお、ふげん及びもんじゅの異常事象の進展の速さを考慮して、必要十分な時間内に移動することとし、最適な移動手段を検討する。

(3) 理事長との連絡手段

理事長は、複数の連絡手段として、携帯電話の他、衛星携帯電話を所持し、緊急時の連絡手段を確保する。

(4) 即応センター(緊急時対策室)への放射線防護設備の設置

原子力施設からの放射性物質の放出を想定し、実証本部の緊急時対策室及び ERC 対応ブースを含む建屋の該当部分に放射線防護設備(フィルタ、非常用発電機、建物の気密化)を設置する。

(5) ERC 対応体制

夜間・休日の ERC 対応要員を当番制として、実証本部管理職の 2 名が実証本部から 30 分以内に駆けつけられる場所(寮、社宅等)で待機する。

これらの整備計画について図 2 に示す。なお、本計画はふげん及びもんじゅの廃止措置の進捗によるプラント状況の変化に合わせて見直すこととする。

3. 運用

(1) 重要な事項に係る意思決定者である理事長不在時の体制の構築

それぞれの状況下の機構対策本部長及び副本部長は以下の通りとする。

① 理事長、副理事長、担当理事(以下「理事長等」という。)のうち 2 名以上が敦賀本部にいる場合

機構対策本部長： 最上位者

機構対策本部副本部長： 次位者

② 理事長等のうち 1 名が敦賀本部にいる場合

機構対策本部長： 理事長等

機構対策本部副本部長： 実証本部長

③ 理事長等が敦賀本部に不在の場合

機構対策本部長： 理事長(代行者が連絡する。)

機構対策本部副本部長： 実証本部長

これら体制については、防災業務計画の改正までに、要領に定める。代行者は、実証本部副本部長等が担当する。なお、実証本部副本部長等は、現状でも当番制としており、現状の体制のままで夜間・休日に対

応できる。

(2) 理事長の移動

理事長が実証本部に不在時にふげん又はもんじゅで原子力災害が発生又はそのおそれがある場合は、理事長は直ちに実証本部に移動を開始する。この運用は、次年度の防災業務計画の改正と同時に実行する。また、それまでに「原子力災害が発生又はそのおそれがある場合」についての基準を明確化する。

(3) 理事長との連絡手段

原子力事業者防災業務計画の改正までに資機材を準備し、改正後、理事長は、複数の連絡手段として、携帯電話の他、衛星携帯電話を所持する。

(4) 即応センター(緊急時対策室)への放射線防護設備の設置

防災業務計画には、設置までのスケジュールを記載し、設置後速やかに運用に移行する。

なお、防災業務計画の改正後、設置までの間に敦賀地区で屋内退避に留まらず避難が必要になり、機構対策本部(敦賀)が使用できない場合は、機構本部(東海)に即応センターを設置する。

(5) ERC 対応体制

防災業務計画の修正までに当番制についての人事管理上の手続き、要員の選出、要員への教育を実施する。要員は実証本部の管理職(現在 14 名)とする。

4. もんじゅ総合防災訓練での検証

もんじゅの総合防災訓練では、理事長不在時の体制の検証を行う。

- ①訓練開始時は、理事長等が実証本部に不在
- ②3. (1)③の体制で訓練を実施する。
- ③代行者は、機構本部及び現地対策本部等からの情報を整理して電話により理事長に連絡する。
- ④代行者は、理事長からの指示を機構本部や現地対策本部等に連絡する。
- ⑤訓練途中に担当理事が機構対策本部(即応センター)に到着し、以降、担当理事が機構対策本部長を務める。

以 上

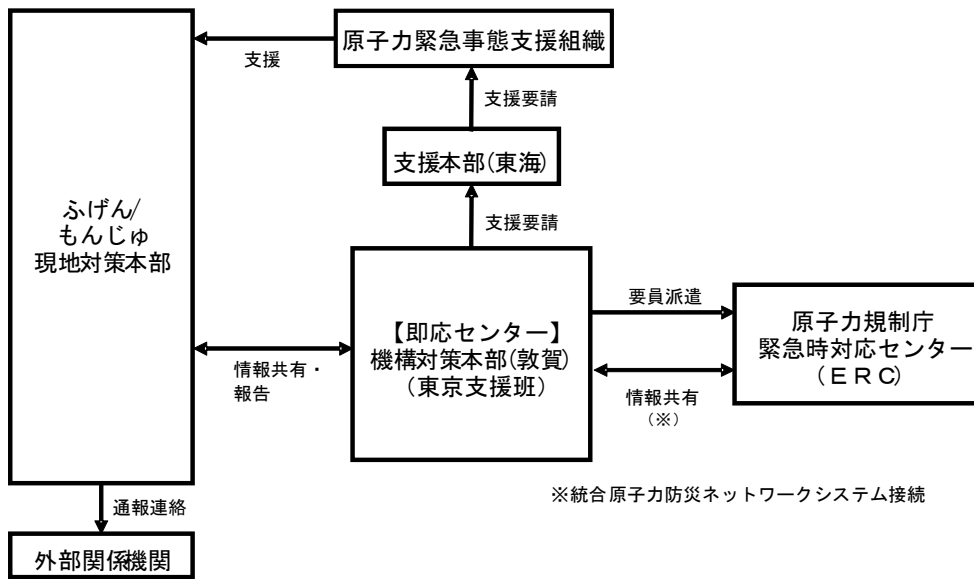


図1 敦賀地区で発災した場合の緊急時体制

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	
全体スケジュール	もんじゅ 総合防災訓練▽		防災業務計画修正 ▽修正								
(1) 理事長不在時の体制の構築			体制の構築				運用				
(2) 理事長の移動			防災業務計画修正				運用				
(3) 理事長との連絡手段			機材整備				運用				
(4) 緊急時対策室への放射線防護対策設備の設置			基本設計		予算要求		詳細設計		設備製作 建屋工事		運用
(5) ERC対応体制			体制の構築				運用				

※廃止措置の進捗によるプラントの状況の変化に合わせて計画を変更する

※設備が整備途中である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段を明確にする。

図2 体制・設備の整備予定

体制・設備の整備

	必要な項目※ ¹	敦賀本部	対策
1	(1)「重要な事項に係る意思決定を行い」 ①理事長不在時の体制	—	a) 理事長が不在で、副理事長又は担当理事が在席する場合は、副理事長又は担当理事が代理者として本部長の職務を行う。 b) 理事長、副理事長及び担当理事が不在の場合は、理事長に状況を伝え、理事長の意思を伝える代理者が理事長と連絡を取りつつ本部長の職務を代行する。代理者は、実証本部長、副本部長等があたり、当番制として、夜間・休日でも対応できるようにする。
2	(1)「重要な事項に係る意思決定を行い」 ②理事長の移動手段	—	a) 防災業務計画に「原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、理事長は原則として、敦賀へ移動」する旨を記載する。 (記載は規制庁の要求) b) ふげん及びもんじゅの異常事象の進展の速さを考慮して、必要十分な時間内に移動することとし、最適な移動手段を検討する。
3	(1)ERC 対応体制 ①夜間・休日の ERC 対応体制	—	a) 夜間・休日は、当番制として実証本部管理職の2名が実証本部から30分以内に駆けつけられる場所(寮、社宅等)で待機する。
4	(1)「重要な事項に係る意思決定を行い」 ③重要な事項に係る意思決定者との連絡手段	—	a) 理事長は、常に衛星携帯電話を所持する。 長時間、使用する可能性があることから予備電池も所持する。 b) 新TV会議システムでは、携帯電話で機構TV会議システムに参加できる。

	必要な項目※ ¹	敦賀本部	対策
5	(1)放射線防護設備 原子力施設事態即応センターが原子力事業所から比較的距離が近い場所(発電所から30km以内)に設置されている場合は、原子力施設からの放射性物質の放出を想定し、原子力防災要員等及び関係要員に対する放射線防護等を考慮する	放射線防護設備なし	放射線防護対策工事※ ² a) 工事内容 機械設備(フィルタ)、電気設備(非常用発電機)、建築工事(建物気密化) b) 設置までの代替手段を検討する。 ※2 : 予算化が必要
6	(1)即応センターは、災害対策を行うために必要な広さを有していること	緊急時対策室及び第4会議室(ERC対応用) : 約100m ²	対策済み
7	(1)食料及び飲料水 ①7日間分の食糧 ②7日間分の飲料水	a)非常用食料(7日分)	対策済み
8	(1)非常用電源設備 ①非常用電源設備 ②7日分の燃料 ③燃料の補給方法	a)非常用ディーゼル発電機 b)備蓄燃料 約800ℓ(約7日分)	対策済み
9	(2)「非常用通信機器及びテレビ会議システムの整備及び運用」 ①非常用通信機器 ②テレビ会議システム	a)非常用通信機器 電話回線 機構内電話 ファクシミリ 衛星電話 b)テレビ会議システム 機構内TV会議システム	対策済み
10	(1)緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターにおける非常用通信機器及びテレビ会議システム ①統合防災ネットワーク ②非常用通信機器及びテレビ会議システム(統合防災ネットワーク用)	a)統合原子力防災ネットワーク用通信機器(衛星系/地上系) テレビ会議システム ファクシミリ(地上系/衛星系) IP電話(地上系/衛星系)	対策済み

	必要な項目 ^{※1}	敦賀本部	対策
11	(1)地震、津波、台風等の自然災害に対する措置 ①地震(耐震性) ②津波(海拔) ③台風	a)耐震構造(建築基準法の1.5倍) b)海拔約7m	対策済み

※1 : 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」及び「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」から摘出